



宮崎県公報

令和8年1月2日（金曜日）号外 第1号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橘通東2丁目10番1号

発行定日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 64,800円

目 次

告 示

頁

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の
移動及び搬出の禁止又は制限 ----- (家畜防疫対策課) 1

告 示

宮崎県告示特第1号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病
予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条の規定により
、次のとおり家畜及び物品の移動及び搬出を当分の間禁止し、又は
制限する。

令和8年1月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 禁止し、又は制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
並びにそれらの死体

2 禁止し、又は制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

3 禁止又は制限の対象となる区域

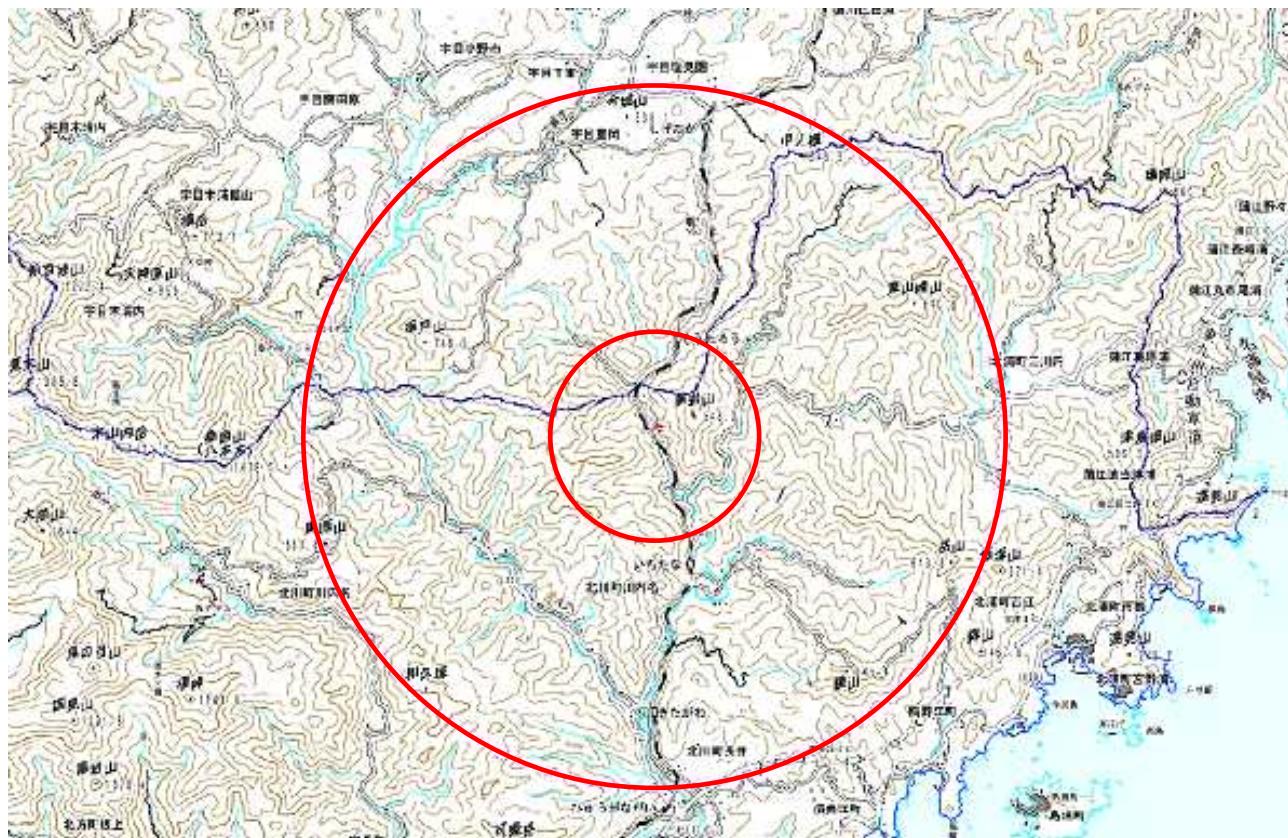
(1) 移動制限区域

別図のうち、内側の円に囲まれた区域

(2) 搬出制限区域

別図のうち、外側の円に囲まれた区域から内側の円に囲まれ
た区域を除いた区域

別図



出典：水土里情報システム